

令和 8 年 9 月 8 日

国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所

被災車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、愛知県内国道19, 22, 302号について、被災車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

大雨による影響のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、本日の19時に下記の区域を指定しました。

当該区域においては、道路啓開作業を実施し、被災車両や立ち往生車両等の移動を行います。

■ 指定する路線名・区間

路線名	区間	延長(km)	備考
国道19号	愛知県内の区間	31.679	新規
国道22号		25.997	新規
国道302号		58.963	新規

【投げ込み先】

中部地方整備局 記者クラブ

【問合せ先】

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所

ひらた よしまさ

むらやま たかのり

副所長 平田 美正 管理第一課長 村山 貴紀

TEL:052-853-7325 e-mail: cbr-na-kanri1@mlit.go.jp

道路指定区間



凡例

道路指定区間

